

平成28年度行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	総合特区の推進調整に必要な経費			担当部局庁	地方創生推進事務局			作成責任者		
事業開始年度	平成23年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	-			参事官 佐藤 透		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総合特別区域法 (平成23年6月22日成立)			関係する計画、通知等	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)					
主要政策・施策	地方創生			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施することで、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	総合特区制度は、地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会を通じて、プロジェクトの推進に必要な措置を講じるものである。 総合特区推進調整費は、総合特区制度における財政支援措置の一つとして、地域の戦略・提案を踏まえ、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省庁の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完するものである。 地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて、使途を確定することとなっている。									
実施方法	その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	1,560	1,100	1,195	929	-			
		翌年度へ繰越し	▲ 1,100	▲ 1,195	▲ 929	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	12,860	9,405	5,266	3,429	2,500			
	執行額	2,796	4,494	2,136						
	執行率 (%)	22%	48%	41%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度	
	平成26年度までの評価は項目ごとに評点を算出し、最後に有識者による加点・減点を行っていたが、有識者により加点、減点部分の比重が高すぎるものが指摘された。この指摘を踏まえ、平成27年度においては、有識者による加点、減点の採点方式を廃止し、各項目の評点を単純平均することとした。これに伴い、A(4.5点以上)からE(1.5点未満)までの従来の表示も廃止した結果、これまで目標としていたA評価の設定根拠がなくなった。 なお、27年度については、有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では達成度を判断することができない。	成果実績	点							
		目標値	点			3.8				3.8
		達成度	%							

成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
	各国際戦略総合特別区域の評価項目の進捗及び妥当性の有識者委員による評価結果を百分率にし、計画最終年度に対する各特区の達成度の平均を目標値として設定していたが、施策をより適切に評価するため、平成27年度より、目標値を有識者委員による評価結果の総合評価点の平均へ見直した。	各国際戦略総合特別区域の評価項目の進捗及び妥当性の有識者委員による評価結果を百分率にし、計画最終年度に対する各特区の達成度の平均	成果実績		%	32	49	-	-	-
目標値				%	30	50	-	-	-	
達成度				%	107	98	-	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
	各地域活性化総合特別区域の評価項目の進捗及び妥当性の有識者委員による評価結果を百分率にし、計画最終年度に対する各特区の達成度の平均を目標値として設定していたが、施策をより適切に評価するため、平成27年度より、目標値を有識者委員による評価結果の総合評価点の平均へ見直した。	各地域活性化総合特別区域の評価項目の進捗及び妥当性の有識者委員による評価結果を百分率にし、計画最終年度に対する各特区の達成度の平均	成果実績		%	31	45	-	-	-
目標値				%	30	50	-	-	-	
達成度				%	103	90	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								<input type="checkbox"/> チェック		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	総合特区推進調整費を活用した総合特別区域計画の認定数		活動実績		-	12	9	2	-	
			当初見込み		-	-	-	8		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	X:各年度予算執行額/Y:認定総合特別区域計画数		単位当たりコスト		百万円	233	499	1,068	429	
			計算式		X / Y	X(2,799百万円)/Y(12計画)	X(4,494百万円)/Y(9計画)	X(2,136百万円)/Y(2計画)	X(3,429百万円)/Y(8計画)	
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	総合特区推進調整費	2,500	2,500	「新しい日本のための優先課題推進枠」900						
	計	2,500	2,500							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策		4. 地方創生の推進							
	施策		⑨総合特区の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度	
		総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	実績値	点	-	-	-	-	-	
			目標値	点	-	-	3.8	-	3.8	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。									
	アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-	-					
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績			-	-	-	-	-
目標値					-	-	-	-	-	
達成度			%		-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすための重要な施策である総合特区制度の目的達成に資する財政支援措置の一つである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	指定地方公共団体が作成する総合特区に関する計画の実現を支援するため、関係府省の予算制度を機動的に補完するものである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすための重要な施策である総合特区制度の目的達成に資する財政支援措置の一つであり、指定地方公共団体が作成する総合特区に関する計画の実現を支援するため、関係府省の予算制度を機動的に補完するものである。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	目未定の経費として内閣府に予算計上し、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移替えて執行する経費であり、適正な手続きを経て予算執行されている。	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	目未定の経費として内閣府に予算計上し、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移替えて執行する経費であり、適正な手続きを経て予算執行されている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	指定自治体からの財政支援要望の額や内容を関係府省において精査し、さらに、執行段階において、使途を確定して関係府省の予算に移替えを行っており、適正な手続きを経て予算執行されている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	目未定の経費として内閣府に予算計上し、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移替えて執行する経費であり、適正な手続きを経て予算執行されている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	指定自治体からの財政支援要望の額や内容を関係府省において精査し、さらに、執行段階において、使途を確定して関係府省の予算に移替えを行っており、適正な手続きを経て予算執行されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	指定自治体からの財政支援要望の内容を関係府省において精査した結果、当該要望に係る事業の熟度の点で指定自治体等において再度検討する必要があるものや、当該要望に対応する関係府省の適切な既存予算制度が存在しないものがあつたこと等のためである。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	指定自治体からの財政支援要望の額や内容を各府省において精査し、活用の有無を判断している。また、執行段階において、使途を確定して関係府省の予算に移替えを行っており、適正な手続きを経て予算執行されている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では達成度を判断することができない。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	指定自治体からの財政支援要望の額や、内容を関係府省において精査し、さらに、執行段階において、使途を確定して関係府省の予算に移替えを行っており、適正な手続きを経て予算執行されている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	目未定の経費として内閣府に予算計上し、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定する経費である。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	目未定の経費として内閣府に予算計上し、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移替えて執行する経費であり、適正な手続きを経て予算執行されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
	所管府省・部局名	事業番号		事業名
	-	-		-
	-	-		-
	-	-		-
	-	-		-

点検・改善結果	点検結果	総合特区推進調整費により関係府省の予算制度が機動的に補完され、総合特区計画に関する事業が適格に実施されたことにより、総合特区計画の目標達成への支援が図られた。
	改善の方向性	平成26年度秋レビューの指摘を踏まえ、総合特区推進調整費を活用した支援は、事業ごとに、初年度に限る等具体的な制限を加え、運用基準を明確化することにより、運用改善を図るため、「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」を平成27年1月13日に変更し、各府省及び総合特区の指定自治体に対して周知した。

外部有識者の所見

- ①予算の執行率が22%、48%、41%と、必ずしも高くない原因は何か。
- ②予算が他省に移し替えられているが、内閣府が成果をきちんと把握できる仕組みになっているか。

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り	調整費活用のためのフォローアップ及び情報収集に努め、調整費事業の効果測定及び効果的な事業の把握等の適正な事業検証を行い、概算要求に当たっては、その内容をこれまでの執行実績も踏まえ反映させるべき。
------	---

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改善	総合特区への財政支援は、関係府省が所管する予算制度により重点的に行うこととされているところ、調整費は、それによってもなお不足する場合に、関係府省による対応が可能となるまでの間、当該予算制度を機動的に補完する経費であり、当年度に調整が必要となる事業が少なかったためと考えられる。 総合特区の取組の成果は、毎年度、内閣府において有識者で構成する総合特別区域評価・調査検討会における検討・評価を行っているところであるが、加えて、今般、調整費活用等のフォローアップ等に努め、調整費を活用した総合特区事業の効果測定・検証を行った。また、その内容をもとに運用改善を行うこととし、これまでの執行実績等も踏まえて予算要求を行った。
-------	--

備考

●平成26年度秋レビューの結果

◎指摘

①総合特区推進調整費の前提となる総合特別区域計画については、計画開始1年後に中間目標を設定する仕組みとなっているが、計画策定段階から中間目標を設定することが、より合理的ではないか。

②総合特区推進調整費は、本来、各省の予算制度を活用した上で不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、補完的に措置される調整費である。しかしながら、現状では、事業開始後2～3年が経過しても、全額又は大部分が調整費で執行されている事業が多数あるなど、本来の補完的な役割を逸脱した使われ方となっている。このため、調整費の執行を初年度に限る等、より明確、具体的な制限を加え、運用改善を図るべきではないか。

◎対応状況

①全ての特区において中間目標は設定済みであるが、仮に今後、総合特別区域基本方針を改正し、新規の指定を行うこととした場合には、計画作成段階で中間目標を設定し、計画認定時に示すこととする。

②「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」を変更し、下記運用基準を明記するとともに、各府省及び総合特区の指定自治体に対して周知した。

○調整費を活用した支援は、事業ごとに初年度に限る。

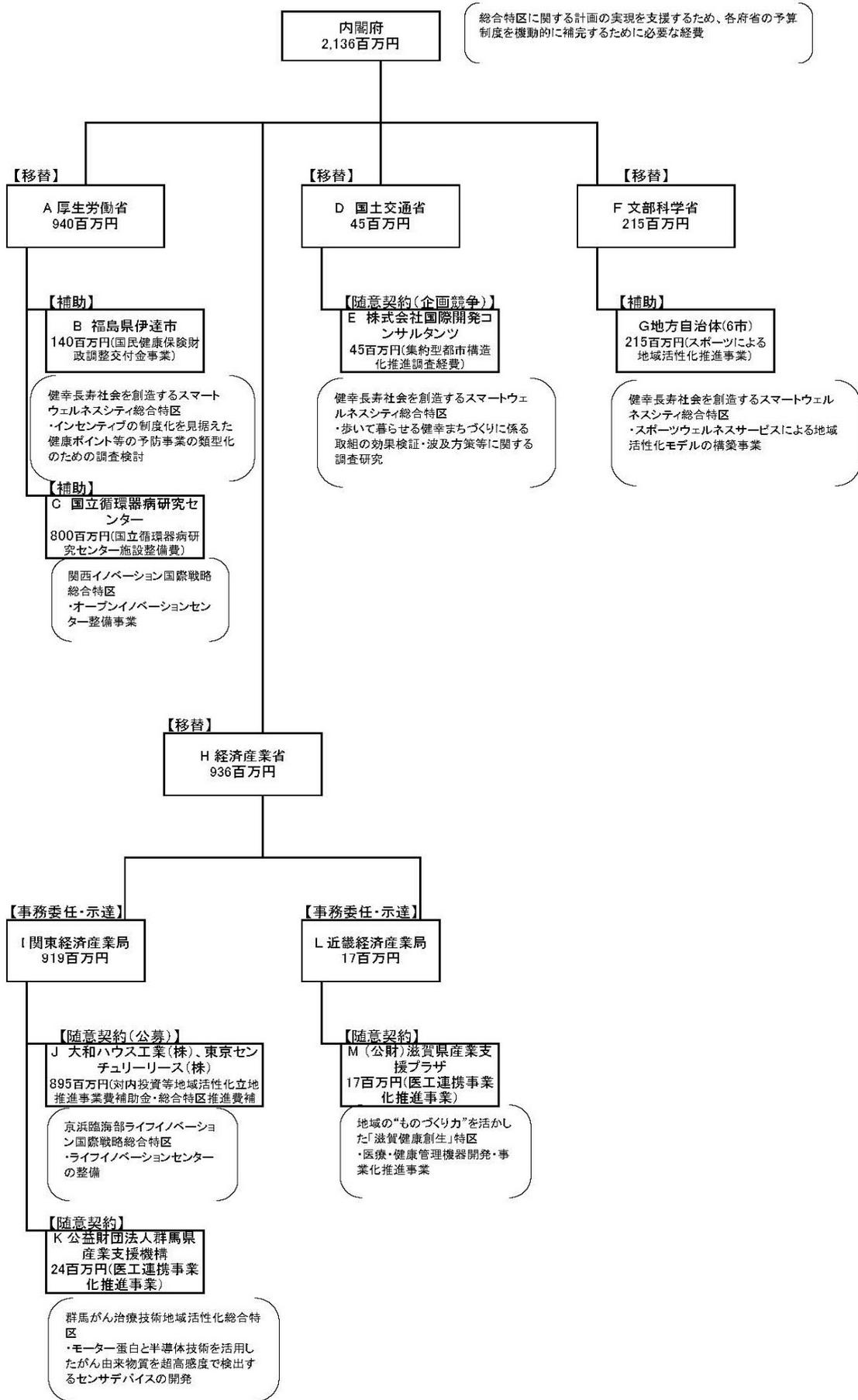
○調整費を活用した支援は、関係府省が予算措置している事業を対象とする。ただし、関係府省の予算制度で予算措置できない場合において、次のいずれにも該当する事業はこの限りでない。

- ・予算編成後や当初予算配分後、規制・制度改革が実現したこと、規制の特例措置に係る国と地方の協議が調ったこと等の事由により、実施が可能となった事業。
- ・閣議決定又は閣議了解された政府の基本方針、計画等に盛り込まれた施策に係る事業であって、当該事業の費用に比してその経済的効果が特に高いと見込まれる事業。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	52		
平成25年度	33	平成26年度	34	平成27年度	30		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

I.関東経済産業局			J①.大和ハウス工業(株)、東京センチュリーリース(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
その他	事務委任・示達	919	工事費及び整備費	共通仮設工事	24
			工事費及び整備費	直接仮設工事	14
			工事費及び整備費	土工事	10
			工事費及び整備費	鉄筋工事	17
			工事費及び整備費	型枠工事	15
			工事費及び整備費	コンクリート工事	2
			工事費及び整備費	鉄骨建方工事	60
			工事費及び整備費	左官工事	7
			工事費及び整備費	防水工事	12
			工事費及び整備費	塗装工事	6
計		919	計		167
J②.大和ハウス工業(株)、東京センチュリーリース(株)			J③.大和ハウス工業(株)、東京センチュリーリース(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
工事費及び整備費	地盤改良工事	18	工事費及び整備費	雑工事	49
工事費及び整備費	屋根外装工事	3	工事費及び整備費	電気設備工事	121
工事費及び整備費	外壁組積パネル	14	工事費及び整備費	空調給排水衛生工事	101
工事費及び整備費	耐火被膜工事	6	工事費及び整備費	外構工事	14
工事費及び整備費	その他工事	38	工事費及び整備費	材料費	187
工事費及び整備費	石タイル工事	8			
工事費及び整備費	金属飾工事	36			
工事費及び整備費	金属製建具工事	47			
工事費及び整備費	硝子工事	10			
工事費及び整備費	内装工事	78			
計		258	計		472
K.公益財団法人群馬県産業支援機構			L.近畿経済産業局		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	機械装置購入費	12	その他	事務委任・示達	17
再委託費	研究・開発実施機関への再委託費	11			
一般管理費		1			
計		24	計		17
M.(公財)滋賀県産業支援プラザ					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
再委託費	研究開発、試作、評価を実施する機関への再委託費 【受託者の名称】 ・パナソニック株式会社アプライアンス社 ・日光精器株式会社 ・株式会社プロアシスト ・学校法人久留米大学	14			
機器設備費	機能評価用試作機基盤の購入費	2			
補助員人件費	事務・経理を担当する職員の人件費	1			
計		17	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

別紙3

I.関東経済産業局

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	関東経済産業局		事務委任・示達	919	-	-	-	-

J.大和ハウス工業(株)、東京センチュリーリース(株)

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大和ハウス工業(株) 東京センチュリーリース(株) ※共同申請	6120001059662 6010401015821	根本治療を可能とする「再生・細胞医療」分野を中心に、研究開発機能、試作開発機能、臨床機能、生産機能、人材育成機能、産学支援機能という6つの機能で構成する「ライフイノベーションセンター」を整備	895	-	-	-	-

K.公益財団法人群馬県産業支援機構

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人群馬県産業支援機構	2070005008286	モーター蛋白と半導体技術を活用した、がん由来物質を超高感度で検出するセンサデバイス(モーター蛋白がんセンサ)の開発	24	随意契約 (その他)	-	-	-

L.近畿経済産業局

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	近畿経済産業局		事務委任・示達	17	-	-	-	-

M.(公財)滋賀県産業支援プラザ

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)滋賀県産業支援プラザ	5160005003201	ロコモ対策のための膝痛改善(予防)機器の開発	17	随意契約 (その他)	-	-	-